

団体からの図書の寄贈について

1 趣旨

当館では「牧之原市立図書館寄贈資料受入基準」に基づき寄贈の受入をしている。今年度は個人だけでなく複数の団体から寄贈を受け、蔵書の充実を図った。

2 団体からの寄贈申込状況

寄贈団体数：4団体

寄贈冊数：合計542冊

資料種別：一般書、児童書、郷土資料

3 団体別の寄贈概要

(1) 星いきいき社会福祉財団

寄贈点数：27冊

主な寄贈：大型絵本

備考：昨年度に引き続き図書館へ寄贈



(2) 福島県白河市

寄贈点数：12冊

主な寄贈：「松平定信」に関する書籍

備考：大河ドラマ「べらぼう」を機に交流



(3) 培本塾

寄贈点数：207冊

主な寄贈：牧之原市に関する郷土資料

備考：培本塾図書館閉鎖にともなう寄贈

(4) 創価学会

寄贈点数：296冊

主な寄贈：小中学生向け児童書（シリーズや図鑑等）

備考：資料は図書館司書が選定、寄贈時期は令和8年春頃の予定

4 今後の対応

- ・順次受入作業（清掃、修復、装備、登録）
- ・資料の振り分け（いこっと、いろ葉、ひまわり号）
- ・寄贈式（創価学会）の開催及び広報
- ・図書館の蔵書として活用

牧之原市立図書館寄贈資料受入基準

(目的)

第1条 この基準は、「牧之原市立図書館資料収集方針」に基づき、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館の蔵書の増加を図り、知的資産の充実に資するため、資料の寄贈申出を受け付ける。

(受入資料)

第3条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 「牧之原市立図書館資料選定基準」に準拠し、原則5年以内に発行されたもの。
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多い資料。
- (3) 牧之原市または静岡県に関わりの深い資料。
- (4) その他、館長が必要と認めた資料。

2 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした資料。
- (2) 汚損又は破損のひどいもの。書き込みがあるもの。
- (3) 百科事典・参考書・問題集・雑誌・新聞など。

(受入の条件)

第4条 受領後の取り扱いについては、図書館に一任することを条件とし、図書館から個別の連絡は行わない。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。